

(報告) 太陽電池発電設備に係る受変電設備の点検頻度の検討について

平成 25 年 8 月 8 日
 商務流通保安グループ
 電力安全課

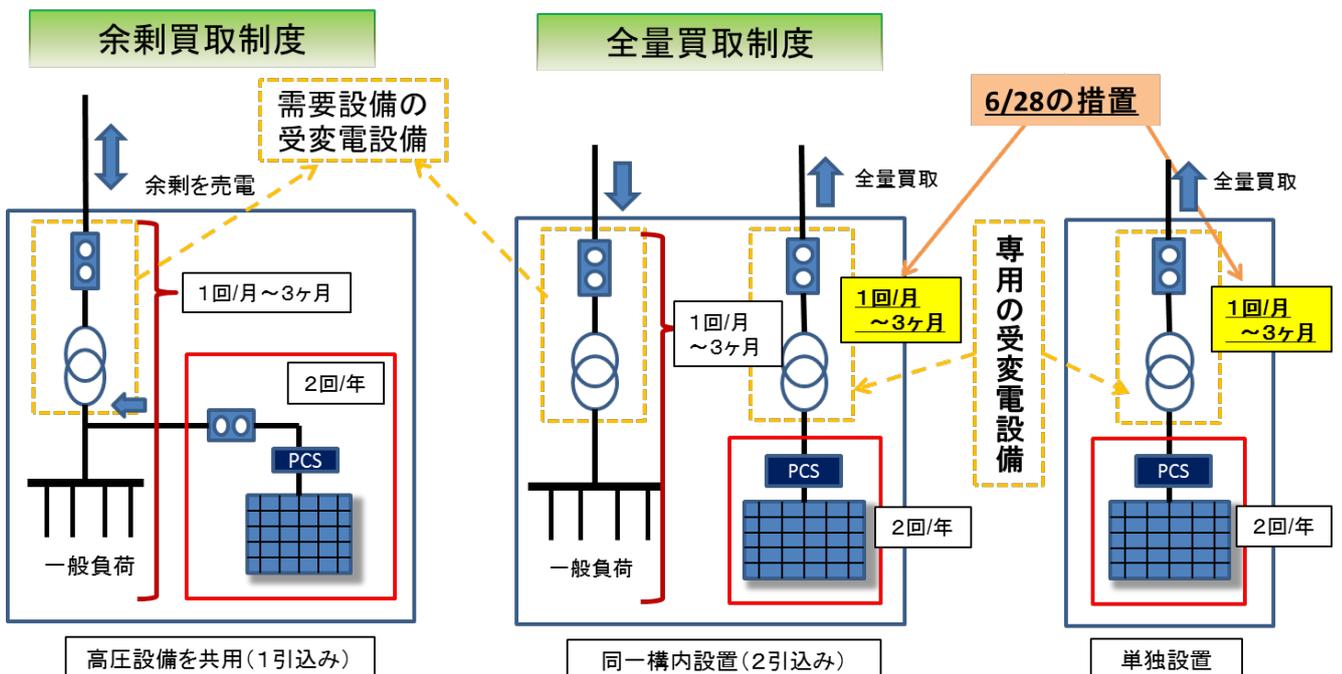
1. 経緯

電気事業法においては、一定規模以下の自家用電気工作物の設置者につき、一定の要件を有する者又は法人に、その自家用電気工作物に関する保安管理業務の外部委託を認める制度を設けている。

本年 3 月 19 日の電力安全小委員会において、太陽電池、風力、水力、火力の各発電設備について出力 2000 kW 未満までの範囲において、一定の要件を満たす発電設備に係る保安管理業務の外部委託を認めることが了承された。その際、太陽電池発電設備の受変電設備部分の点検頻度については、他の受変電設備と同様の点検頻度（1 回以上／1～3 ヶ月）とすることとされた。

その後、太陽電池発電設備の導入拡大への期待を背景に、他の設備の受変電設備と同様の点検頻度は過剰ではないかとの声があることも踏まえ、本年 6 月 14 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「太陽電池発電所用の受変電設備については、他の受変電設備と同様の点検頻度（1 回以上／1～3 ヶ月等）の適用を平成 26 年 3 月末まで猶予する。」とし、それまでの間に「太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電設備の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。」とされた（実施時期は、「平成 25 年検討・結論、結論を得次第措置」）。

なお、本年 6 月 28 日に電気事業法施行規則を改正し、保安管理業務の外部委託可能な範囲を出力 2000 kW 未満までに引き上げた。



(参考)

「規制改革実施計画」(平成25年6月14日)における記載

(事項名) 電気主任技術者による太陽電池発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な
検討

(内容)

- ① パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。
- ② 全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要がある太陽電池発電所用の受変電設備については、他の受変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3ヶ月等)の適用を平成26年3月末まで猶予する。
- ③ 太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電所の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。

(実施時期)

- ①平成25年度措置、②平成25年度措置、③平成25年検討・結論、結論を得次第措置

2. 検討の進め方

・「規制改革実施計画」に従い、太陽電池発電設備の受変電設備の点検頻度について、「他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度になるよう配慮」して専門家による技術的な検討を行う。

- ・ 検討の結果を、電力安全小委員会に報告する。
- ・ その後、必要に応じ告示改正。

3. 検討のスケジュール

平成25年10月末まで	専門家による技術面での検討
11月末まで	検討の結果を電力安全小委員会に報告
12月末まで	必要な場合には告示改正
平成26年4月から	新たな点検頻度に基づき点検を実施